

平成 25 年第 6 回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 23 日(木曜日)午前 9 時 15 分
- 2 場 所 岐阜市立島中学校 会議室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
島塚事務局長、中本教育政策課長、
服部教育指導課長、水谷少年センター所長、森岐阜東幼稚園長、
小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、
石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、松村青少年教育課長、
林中央青少年会館長、上松市民体育課長、伊藤社会教育課主幹、
後藤社会教育課公民館係長、長谷川教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員
鵜飼教育政策課主幹、真野教育政策課主任、波賀野教育政策課主任主事、
河原教育政策課主事、小川教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第 1 開会
 - 第 2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第 3 会議録署名者の指名
 - 第 4 議事
 - (1) 第 46 号議案 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置の協議について(学校指導課)
 - (2) 報第 12 号 岐阜市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則制定について(教育政策課)
 - ※(3) 第 47 号議案 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について(教育政策課ほか 7 課)
 - ※(4) 報第 13 号 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について(教育政策課ほか 7 課)
 - ※(5) 報第 14 号 岐阜市学校運営協議会委員の任免について(学校指導課)
 - ※(6) 報第 15 号 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任免について(学校保健課ほか 2 課)

※ (7) 報第 16 号 公文書公開請求に対する決定について (青少年教育課)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の議案及び報告は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午前 9 時 15 分開会開議

○後藤委員長 只今から、平成25年第6回岐阜市教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めていきたいと存じます。

前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。

今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

本日、傍聴希望者がいらっしゃいませんので、お手元にあります議事日程をご覧ください。本日は、議案が2件、承認を要する報告が5件となっています。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されていますが、このとおり扱うことにご異議ありませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手あり)

○後藤委員長 異議がございませんので、これらの議事は要望のとおり取り扱うこととします。では、日程第4の「議事」に入りたいと思います。第46号議案及び報第12号について、事務局より説明をお願いします。

○長谷川教育政策課係長 ご説明申し上げます。表紙に議事日程の記載された資料をご覧ください。1ページ以降に岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について記載しています。3ページをご覧ください。市町村立学校の教科書採択は、市町村の教育委員会が行うこととされています。それは、1ページの上の方に記載してあります義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律において規定されています。市町村教育委員会が教科書を採択するに当たり、都道府県教育委員会が指導、助言等するとともに、その都道府県内において、それぞれ幾つかの市町村がまとまって協議し教科書を採択する区域を設定します。区域内の市町村がこうした地区採択協議会を開催し、その協議結果に基づいて各市町村が教科書を採択する仕組みとなっています。本議案は、岐阜市が1ページの第2条記載の区域に属し、区域内において協議する仕組みとして協議会を設

けるというものです。なお、先ほど申し上げました法律とその政令において、同一の教科書を4年間採択すること、教科書を使用する前の年の8月31日までに採択することと規定しています。今年度は本採択の年ではございません。

続いて5ページをご覧ください。岐阜市教育委員会情報公開条例施行規則の改正でございます。市長部局の行政部行政課が情報公開に関する手続きを定めており、教育委員会は、基本的に市長部局の手続きに準じることとしています。情報公開の手続きのうち、公開請求によりA4紙1枚の供与を請求された場合には、1枚10円という実費を支払う旨の規定が、これまで岐阜市情報公開条例施行規則の中に置かれておりませんでした。今回、市長部局所管の規則において実費の支払い等を新たに規定する際に、それを参照している教育委員会規則において条ずれが生じることから、その修正のための改正を行うものです。運用としては既に行われているもので、変更はございません。

○**後藤委員長** それでは、質疑に移ります。第46号議案及び報第12号について、ご質問、ご意見等ございませんか。

○**小野木委員** 地区採択協議会の委員には、どのような方がいますか。

○**服部学校指導課長** 各市町村の教育長や校長の代表から構成されています。

○**早川教育長** PTAの方や大学教授もいらっしゃいます

○**長谷川教育政策課政策係長** 今教育長がおっしゃったPTAは、資料1ページの規約第5条第1項第4号に規定された保護者に該当します。

○**後藤委員長** 本年度は、本採択の年ではございませんので、同様の教科書を使用することになるかと思われます。

○**早川教育長** 来年が小学校の教科書の本採択の年になります。

○**後藤委員長** 採択は、小学校の教科書の後、中学校の教科書、高校の教科書という順です。

それでは採決に移ります。第46号議案及び報第12号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(全委員の挙手あり)

○後藤委員長 ご異議ないようですので、第46号議案及び報第12号については原案のとおり決することとします。

続きまして、次回の会議の日程を確認したいと思います。6月27日木曜日、午前9時30分から三輪北小学校において行いますので、皆さまよろしく願いいたします。

続きまして、秘密会形式で会議を進めます。事務局は準備をお願いします。

(削除)

○後藤委員長 以上を持ちまして本日の議事は終了し、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午前9時45分閉議閉会